

◎新潟県選挙管理委員会告示第83号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年10月30日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出 資 金 管 理 団 体 の 名 称		取消年月日
をした者の氏名		
今田亜樹	今田あき後援会	R8. 03. 31
小川徹	小川とおる後援会	R8. 05. 24